



この度県では、「やまがた子育て応援パスポート」の利用を活性化するため、県内5地域ごとの協賛店一覧を掲載したガイドブックを作成することといたしました。ガイドブックは市町村窓口等を通じ広く配布する予定です。

(平成29年4月頃発行予定)

このガイドブックの発行にあたっては、株式会社サイネックス（本社：大阪府）と共同発行に関する協定を締結し、県と共同で製作することとしておりますので、お知らせいたします。

リンク希望のイメージは

1. TOP 本紙内容
2. 共同発行のお知らせ
3. 協賛申込書（裏面：誓約内容）
4. 社内連絡表
5. 事業案内
6. 広告に関する問い合わせ

御検討宜しくお願い致します

子 育 号 外  
平成 28 年 11 月 1 日

県内企業 各位

山形県子育て推進部子育て支援課長

株式会社サイネックスとの共同発行によるやまがた子育て応援パスポート  
ガイドブックの製作について（お知らせ）

本県の子育て支援対策の推進につきましては、日ごろ格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度県では、「やまがた子育て応援パスポート」の利用を活性化するため、県内5地域ごとの協賛店一覧を掲載したガイドブックを作成することといたしました。ガイドブックは市町村窓口等を通じ広く配布する予定です。

（平成 29 年 4 月頃発行予定）

このガイドブックの発行にあたっては、株式会社サイネックス（本社：大阪府）と共同発行に関する協定を締結し、県と共同で製作することとしておりますので、お知らせいたします。

**【担当】**

山形県 子育て推進部 子育て支援課  
少子化対策担当 主事 佐藤

TEL 023-630-3345

FAX 023-632-8238

E-mail satorin@pref.yamagata.jp



## 別紙

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合にはその役員、支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (5) その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの